

感 感 発 0501 第 15 号
令 和 8 年 5 月 1 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

「人獣共通感染症病原体監視システム（ZAS）」の活用について」
の一部改正について

国内の死亡動物のサーベイランス調査については、「ウエストナイル熱の早期流行予測のためのカラス等の死亡鳥類調査の実施について（依頼）」（平成 15 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）や「ウエストナイル熱の早期流行予測のためのカラス等の死亡鳥類調査に関するシステムの変更について」（平成 30 年 3 月 30 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づきご協力をお願いしているところです。

今般、これまで死亡動物の調査において使用されてきた「死亡動物調査システム（Dead Animal Surveillance (DAS) システム）」を廃止し、「人獣共通感染症病原体監視システム（Zoonotic Agents Surveillance System (ZAS)）」に完全移行することを踏まえ、「人獣共通感染症病原体監視システム（ZAS）」の活用について」（令和 8 年 3 月 16 日付け感 感 発 0316 第 4 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）については別紙のとおり改正することとしましたので、その内容を了知の上、関係機関等への周知等について特段の配慮をお願いいたします。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: right;">感感発 0316 第 4 号 令和 8 年 3 月 16 日 <u>一部改正</u> <u>令和 8 年 5 月 1 日</u></p> <p>各 { 都道府県 保健所設置市 特別区 } 衛生主管部 (局) 長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省健康・生活衛生局 感染症対策部感染症対策課長 (公 印 省 略)</p> <p>「人獣共通感染症病原体監視システム (ZAS)」の活用について</p> <p>国内の死亡動物のサーベイランス調査については、「ウエストナイル熱の早期流行予測のためのカラス等の死亡鳥類調査の実施について (依頼) 」(平成 15 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「早期</p>	<p style="text-align: right;">感感発 0316 第 4 号 令和 8 年 3 月 16 日</p> <p>各 { 都道府県 保健所設置市 特別区 } 衛生主管部 (局) 長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省健康・生活衛生局 感染症対策部感染症対策課長 (公 印 省 略)</p> <p>「人獣共通感染症病原体監視システム (ZAS)」の活用について</p> <p>国内の死亡動物のサーベイランス調査については、「ウエストナイル熱の早期流行予測のためのカラス等の死亡鳥類調査の実施について (依頼) 」(平成 15 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「早期</p>

流行予測通知」という。)や「ウエストナイル熱の早期流行予測のためのカラス等の死亡鳥類調査に関するシステムの変更について」(平成30年3月30日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)等に基づきご協力をお願いしているところです。

厚生労働省では、令和7年度より、ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策推進の一環として、「人獣共通感染症サーベイランス事業」を開始しました。

これに伴い、これまで死亡動物の調査において使用されてきた、「死亡動物調査システム(Dead Animal Surveillance (DAS)システム)」(旧:Dead Birds Sighting Report (DBSR)システム)の改修を行い、従来の死亡動物報告機能に、新たに愛玩動物の病原体検査依頼の機能を追加し、「人獣共通感染症病原体監視システム(Zoonotic Agents Surveillance System (ZAS))」を構築しました。

本システムを多くの皆様に利用いただくことにより、人獣共通感染症の監視体制の一層の強化が見込まれることから、死亡動物調査の実施や動物由来検体の検査実施に当たっては、本システムの積極的なご活用をお願いいたします。

記

1. システムの概要

(1) 死亡鳥・死亡動物個体数調査

流行予測通知」という。)や「ウエストナイル熱の早期流行予測のためのカラス等の死亡鳥類調査に関するシステムの変更について」(平成30年3月30日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)等に基づきご協力をお願いしているところです。

厚生労働省では、令和7年度より、ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策推進の一環として、「人獣共通感染症サーベイランス事業」を開始しました。

これに伴い、これまで死亡動物の調査において使用されてきた、「死亡動物調査システム(Dead Animal Surveillance (DAS))システム)」(旧:Dead Birds Sighting Report (DBSR)システム)の改修を行い、従来の死亡動物報告機能に、新たに愛玩動物の病原体検査依頼の機能を追加し、「人獣共通感染症病原体監視システム(Zoonotic Agents Surveillance System (ZAS))」を構築しました。

本システムを多くの皆様に利用いただくことにより、人獣共通感染症の監視体制の一層の強化が見込まれることから、死亡動物調査の実施や動物由来検体の検査実施に当たっては、本システムの積極的なご活用をお願いいたします。

記

1. システムの概要

(1) 死亡鳥・死亡動物個体数調査

ウエストナイル熱の鳥類対策については、早期流行予測通知（別添1）に基づき、引き続き、貴自治体においても関係部局と調整の上、調査の参加についてご協力、ご対応いただくようお願いいたします。また、死亡動物の個体数調査についても、広く人獣共通感染症の監視を強化するために調査を行っておりますので、ご協力ください。

(2) (略)

2・3 (略)

(削る)

ウエストナイル熱の鳥類対策については、早期流行予測通知（別添1）に基づき、引き続き、貴自治体においても関係部局と調整の上、調査の参加についてご協力、ご対応いただくようお願いいたします。また、死亡動物の個体数調査についても、広く人獣共通感染症の監視を強化するために調査を行っておりますので、ご協力ください。なお、これまで DAS システムにおいて入力いただいていた自治体におかれましては、引き続き、DAS システムでの入力は可能ですが、今後は ZAS に移行していくため、改めて、ZAS の新規登録や本システムを利用した調査結果の入力についてご協力をお願いいたします。

(2) (略)

2・3 (略)

4. 説明会のお知らせ

ZAS について、説明会の実施を以下のとおり予定しています。是非ご参加くださいますようご案内いたします。

なお、当該説明会については、後日 ZAS 内にて録画を配信予定です。

日時：令和8年3月18日（水）13:30～14:30

○「病原体検出マニュアル（動物由来検体）」の作成について」（令和6年10月9日付け感感発1009第1号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001314763.pdf>

○病原体検出マニュアル（動物由来検体）重症熱性血小板減少症候群（SFTS）ウイルス第1版（令和6年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001314765.pdf>

<https://dead-animal-surveillance-2.jp/https://dead-animal-surveillance.jp/>

○「病原体検出マニュアル（動物由来検体）」の作成について」（令和6年10月9日付け感感発1009第1号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001314763.pdf>

○病原体検出マニュアル（動物由来検体）重症熱性血小板減少症候群（SFTS）ウイルス第1版（令和6年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001314765.pdf>